

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後
の事務手続について
計8枚（本紙を除く）

Vol.19

平成19年9月4日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画法令係・内線 3971）
FAX：03-3595-3670

平成19年7月申請分の独自報酬基準認定に際して、認定に係る保険者に送付した、事務連絡（見本）です。

事務連絡
平成19年8月31日

（独自報酬基準認定保険者） 介護保険主管課長 殿

厚生労働省老健局 計画課長

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後の事務手続について

標記について、下記のとおり行われたい。

記

- 1 認定された地域密着型サービスに係る独自報酬基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定したときは、その内容を公表するとともに、現在指定している夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知すること。
- 2 上記1を行うとともに、独自報酬基準を関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出ること。
なお、関係都道府県及び厚生労働省への届出の様式は、特に規定していないが、独自報酬基準の概要ではなく、独自報酬基準そのものとする。
また、国民健康保険団体連合会への届出とは、介護報酬の審査支払について、独自報酬基準を反映させるため、別紙1「介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面」のとおり介護報酬情報等届出システムで行う手続のことをいう。
- 3 独自報酬基準を満たす事業所から、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書の提出を受けたとき、当該事業所に対して、別紙2「地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例」により、独自報酬の請求方法について説明すること。
- 4 独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書を厚生労働省（老健局計画課）に提出すること。

（その他）

独自報酬を追加したサービスコード表は、別紙3のとおりである。

また、国民健康保険団体連合会より「独自報酬算定事業所一覧表」が送付されるので、適正に独自報酬が算定されているかを確認するために活用されたい。

夜間対応型訪問介護費（I）基本夜間対応型訪問介護費を「1,000単位」→「1,030単位」とする場合の入力例

《介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面》

伝送通信ソフト(都道府県・保険者版) - [地域密着型サービスコード情報]

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

H00004120310

保存 戻る ヘルプ

地域密着型サービスコード情報 保険者番号 489999

サービス項目略称	単位数	異動年月日	サービスコード	異動区分	開始年月日	終了年月日	単位数
地経コ型福祉施設Ⅱ 2・i	594	H19.10.01	71-1111	1:新規	H19.10.01		1,030
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	641						
地経コ型福祉施設Ⅱ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 5・i	732						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	754						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	732						
夜間訪問介護Ⅰ基本	1,000						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	347						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	248						

確認

赤色表示になっている単位数は法定単位数を上回っています。このまま保存してもよろしいですか?

OK キャンセル

1,000単位を1,030単位へ

サービスコード 71-1111 行追加 行削除

2007/02/07 17:41:40

夜間対応型訪問介護費（I）
基本夜間対応型訪問介護費
（サービスコード：71-1111）